

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部 障害福祉課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区障害者職業準備訓練助成金						
根拠規定等	文京区障害者職業準備訓練助成要綱						
創設年月	平成	19	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕 7年	終了予定年月
直近の見直し年月	平成	21	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕 5年	
見直しの内容	助成の対象者として、「区内に所在する就労移行・継続支援施設、小規模作業所等の施設長が推薦した者、その他区長が必要と認めた者」が加わった。						
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号	
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	1 心身障害者福祉事業費	22 障害者就労支援事業	1 障害者就労支援事業	101	
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給						

2 補助金の概要

補助目的	企業等において職場体験などの職業準備訓練を行った者に対して、助成金を支給することで、障害者の一般就労の機会拡大を図ることを目的とする。						
補助事業等の内容	障害者(就労支援事業要綱第5条の規定により登録を受けた者、区内に所在する就労移行・継続支援施設(授産施設等を含む。)小規模作業所等の施設長が推薦した者、その他区長が必要と認めた者)が企業で職場体験実習を行う他、庁内での軽易な作業についてインターンシップなどの職業準備訓練を行った場合、利用者一人につき1日1,000円(同一利用者一人につき年度内40日を限度)を支給する。ただし、他機関より訓練手当等を支給されている者を除く。						
補助対象経費の内容	-						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)						
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 1,000円 単位 日) <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕							
1日分の交通費及び昼食代相当。							
公募の状況	非公募						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (助成金支給申請書 実習証明書)						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	障害者の法定雇用率の引き上げなど障害者就労を促進する政策が打ち出されている昨今、障害者の一般就労へ向けた助走としての本助成制度はニーズに即している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	障害者就労支援については基本構想、障害者計画でも掲げている目標であり、政策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	障害者の職場体験実習や理解促進に関する補助については、行政が主体となって取り組む必要があるため。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	本事業を実施しなかった場合、一般就労への第一歩としての職業準備訓練を受けたいという意欲が働かず、結果として一般就労自体の件数も減少すると予測される。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	就労支援センターの登録者等が実習を実施した場合や施設利用者が区ヘインターンシップを実施した場合、助成の対象となる。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に定める職業準備訓練助成金支給申請書と実習証明書をもとに助成金を支給している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	障害者の雇用促進の問題については、行政が主体となって取り組む必要があるため代替案はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	実習後の本人アンケートより、一般就労への意欲や自信が付いたという意見が多く、意義が認められる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	一般就労に繋がった事例は少ないが、実習を重ねて自信をつけたことで一般就労への意欲が向上した者は多い。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	B	障害者個人が実習した場合の助成金で対象者及び効果が限定されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	283	403	357	408
決算(予算)額	283	403	357	408
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	283	403	357	408
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	区内作業所の利用者を中心に、企業での職場体験実習及び庁内インターンシップを実施。26年度は企業実習が36社、インターンシップが11課、延べ件数にして357件の実績。作業所とは異なる環境での職場体験は、障害者が一般就労に向かう上での大きな第一歩となった。また、庁舎内職員の障害者に対する理解促進にも繋がった。			

5 課題及び今後の方向性

26年度は、前年度と比較すると、庁内インターンシップの利用が減少した。今後は企業での職場体験実習をさらに促進するよう努めるとともに、庁内インターンシップが可能な業務について切り出し例を各課に周知し、活性化させることで、職員の障害者理解を促進する必要がある。

また、インターンシップ事業での関わりを契機に、優先調達へ繋がられるよう努めたい。